

全国サービサー協会通信

サービサー 総会号

No.63

発行日 2025年8月10日

発行 一般社団法人 全国サービサー協会事務局

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-4 セタニビル2F

TEL.03 (3221)5222 FAX.03 (3221)5223

苦情受付・相談センター TEL.03 (3221)6711

URL : <https://www.servicer.or.jp/>

CONTENTS

- 1 **巻頭言**
理事長就任ご挨拶…………… 佐藤公昭
- 2 新任役員よりご挨拶
- 3 全国サービサー協会 定時社員総会報告
- 4 2025年度全国サービサー協会 委員会体制
- 6 **業務紹介**
当社の内部統制態勢について…………… 平山 真
- 8 **取締役弁護士の活動紹介**
取締役弁護士としての活動内容…………… 横澤康平
- 10 **業界トピックス**
中小企業庁主催「再生系サービサー情報交換会」へ参加
- 11 **業界トピックス**
自由民主党「事業再生・サービサー振興議員連盟」総会に出席
- 12 **協会活動報告**
- 14 全国サービサー協会 会員会社一覧 (2025年7月10日現在)
- 16 2025年度役員一覧／編集後記

巻頭言

理事長就任ご挨拶

全国サービサー協会 理事長 佐藤 公昭

2025年6月30日、全国サービサー協会定時社員総会ならびに理事会が開催され、理事長に就任いたしました佐藤でございます。

就任に際し一言ご挨拶申し上げます。

さて、足元の日本経済は緩やかな回復基調を維持しつつも不透明感がぬぐえない状況が続いております。日銀による金融政策の正常化に向けた金利上昇、物価高、トランプ関税、さらには地政学リスクの拡大など、企業・個人の経済活動に大きな影響が出ております。私どもサービサー各社も社会情勢の変化に対応して、様々な課題に取り組む必要があります。

当業界は1999年2月にスタートし今年で27年目を迎えております。法務省報道発表資料では2024年までの26年間の取扱債権額は累計509兆円を超えています。当初は金融機関の膨大な不良債権処理の支援から始まりましたが、現在は日本経済を支えるインフラ機能として定着することが出来ました。単年度の取扱債権額はピークの2005年の34兆円から年々減少傾向になっておりましたが、直近2024年の年間取扱債権額は11兆3千億円となり、近年は緩やかな回復基調にあります。

足元では企業倒産件数が増加傾向にあります。また今年3月には経済産業省、金融庁、財務省の連名で「再生・再チャレンジ支援円滑化パッケージ」が発表され、事業者の再生支援の徹底が要請されています。昨今の情勢はサービサー各社が「事業再生」「再チャレンジ」に取り組む好機といえ、サービサー業界への期待は確実に高まっています。

それでは2025年度の事業計画について触れさせていただきます。

基本方針は、2024年度に引き続き「サービサー業務を通じて、業界への社会的信頼を向上させ、日本経済の持続的な発展に寄与する」としております。

テーマは、「サービサー法改正と業務拡大に繋がる対応の継続」を掲げ、副題として「サービサー機能を活用して事業再生・再チャレンジを促進することにより地域経済活性化に寄与するとともにサービサーが取り扱うことが出来

る債権の拡大を目指す」としております。

重点課題としては、

1. サービサー法改正法案見直しの方向性の具体化と業務拡大に繋がる対応の継続
 2. コンプライアンス態勢等の更なる向上
 3. 業務の効率化・生産性向上につながるニーズへの継続対応
- 以上3点となります。

基本方針の遂行には、実効性を伴った内部統制態勢の整備が必要不可欠であります。引き続き基本スタンスを「社会的信頼の向上」に置き、それを実現するための取り組みとして、業務品質の向上に向けたコンプライアンスや業務関連の研修の実施、苦情受付相談センター及びLS検定の適正な運営、暴力団等反社会的勢力の排除活動に対する支援などを継続してまいります。

サービサー法改正法案見直しの方向性の具体化と業務拡大に繋がる対応としましては、サービサー法改正案見直しについてより具体的な内容としたうえで国会議員の先生方や日弁連、関係省庁の皆様のご理解・ご支援を賜うように活動して参ります。また、「再生系サービサートライアル」の浸透に向け、中小企業庁様・中小企業活性化全国本部様とも連携してサポートを行いつつ、「事業再生・サービサー振興議員連盟」の先生方とも連携のうえ、事業再生等案件へのサービサーの関与機会増加に向けた対応を続けてまいります。

ところで、当協会は本年10月で設立25周年を迎えます。

そこで周年事業として「会員会社の債務者やサービサーへの就職を希望する皆様に対して業界の情報をわかりやすく提供する」ことを目的としたコンテンツを制作予定です。会員会社皆様のお役にたてる内容のものが作れるよう努めてまいります。

上記方針に基づき、各種施策に取組み、自主規制団体としての役割を適切に果たしていく所存でございます。会員各社や関係団体の皆様からの率直なご意見、ご理解とご協力を賜うことをお願い致しまして、私の挨拶とさせていただきます。



佐藤 公昭 理事長

◆新任役員よりご挨拶◆

副理事長就任のご挨拶

副理事長（日本債権回収株式会社） **横大路 博**

この度、全国サービサー協会の副理事長に選任されました横大路でございます。昨年の6月に日本債権回収株式会社の代表取締役役に就任し丁度一年が経過しました。私は親会社である株式会社オリエントコーポレーション出身で、主に個品割賦事業の、営業及び事務部門の管理統括を行ってきました。サービサー業務や債権管理等の経験は乏しいため、学ぶことの多い日々を過ごしております。

さて、我々サービサーはバブル期以降、金融機関等が抱える膨大な不良債権の処理を推し進め、金融ビジネスの安定化と国民経済の健全な発展に貢献して参りました。現在では、会員各社の皆様方も金融機関をはじめとする提携企業の幅広いニーズに応えるべく企業価値の向上に努められていることと存じます。

今後は事業再生や再チャレンジの支援等、我々の活躍できるフィールドを更に広げ、業界の発展に向けて皆様とともに歩んでいきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。



横大路 博 副理事長

理事就任のご挨拶

理事（保証協会債権回収株式会社） **福原 功**

この度サービサー協会の理事に選任されました福原でございます。

6月20日付で保証協会債権回収株式会社の代表取締役に就任いたしました。

当社の委託先である信用保証協会では法改正もあり従来からの信用保証業務に加え、中小企業等のお客様に対する経営改善支援、再生支援に全協会をあげて積極的に取り組んでいるところであります。

係る状況下、信用保証協会の求償権回収業務の一翼を担う当社の役割はこれまで以上に重要性を増しているところであります。

再生局面を含めた信用保証協会との連携強化はもちろんのこととして、サービサー業界を取り巻く環境の変化等を十分認識しながら全国サービサー協会の一員として微力ながら業界の発展のため、精一杯取り組む所存ですので、よろしくお願いいたします。



福原 功 理事

監事就任のご挨拶

監事（系統債権管理回収機構株式会社） **田口 琢也**

この度、全国サービサー協会の監事に選任されました、田口でございます。今回ご縁をいただきましたことへの感謝を胸に、当協会の透明性のある運営と適切なガバナンス維持・向上に向けて役割を発揮し、皆様の信頼に応えていけるよう努めてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、私は4月1日付で系統債権管理回収機構株式会社の代表取締役社長に就任いたしました。当社は、2001年の設立以来、JA・JFグループによる設立のサービサーとして、管理回収・不良債権のことなら、まず最初に相談を受ける「JA・JFのファーストコールサービサー」を担っています。JA・JFが「将来にわたる持続性・健全性」を維持し、地域社会・一次産業の振興に向けた役割を十分発揮できるよう、不良債権の勘定分離、管理・回収に関するコンサルティング、初期督促事務の受託等の機能提供・役割発揮に努めているところです。

まだまだ就任後日も浅い中ではありますが、金融機関を巡る環境は設立当時とは大きく変わってきていること、サービサーが求められる役割もそれに合わせて変化していく必要があることを、改めて実感する日々です。そういうなかで当協会の求められる役割も一層大きなものとなっており、当協会の事業・運営に対する会員からの期待も高まっているものと考えております。サービサー業界、当協会、当社がそれぞれ発展していけるよう微力を尽くしてまいりますので、ぜひご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。



田口 琢也 監事

一般社団法人全国サービサー協会第16回定時社員総会ならびに 警視庁管内サービサー暴力団排除協議会第25回定時総会開催

1 一般社団法人全国サービサー協会 第16回定時社員総会

2025年6月30日（月）、都市センターホテル3階「コスモスホール」において、定時社員総会を開催いたしました。

総社員数72社のうち71社（議決権行使書分を含む）が出席し、松尾理事長による開会の挨拶、来賓のご挨拶の後、下記議案審議が行われました。

その結果、すべての議案において承認可決されました。その後、理事会で選任された佐藤新理事長から挨拶及び新役員紹介があり、土屋副理事長の締めの挨拶により閉会いたしました。



開 会

来賓のご挨拶

法務省大臣官房司法法制部 審査監督課長 沖田 政人 氏

取締役弁護士連絡協議会 代表世話人 弁護士 難波 徹基 氏

議案：第1号議案 2024年度事業報告及び計算書類承認の件

第2号議案 2025年度事業計画案及び予算案承認の件

第3号議案 理事選任の件

第4号議案 監事選任の件

第5号議案 「債権管理回収業における個人情報保護に関する自主規制規則」一部改正の件

2 警視庁管内サービサー暴力団排除協議会 第25回定時総会

引き続き、警視庁管内サービサー暴力団排除協議会定時総会を開催いたしました。

総会員数72社のうち71社（議決権行使書分を含む）が出席し、松尾会長による開会の挨拶、来賓のご挨拶の後、下記の報告及び議案審議が行われました。その結果、すべての議案において承認可決されました。

開 会

来賓のご挨拶

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第1課 課長補佐 山本 充 氏

警視庁組織犯罪対策部暴力団対策課 暴力団排除対策官 宮坂 信孝 氏

全国暴力追放運動推進センター 事務局長兼暴排部長 中崎 和博 氏

暴力団追放運動推進都民センター 代表理事 吉森 裕次 氏

報告及び議案：

第1号報告 2024年度活動報告

第2号報告 2024年度収支報告

第1号議案 2025年度事業計画案承認の件

第2号議案 2025年度収支予算案承認の件

第3号議案 役員選任の件

この後、同ホテル5階「オリオン」に会場を移し、懇親会を開催しました。山田副理事長の乾杯の発声で開会し、懇親会は盛況のうちに町田専務理事の締めの挨拶により閉会となりました。

2025年度 委員会体制

2025年度テーマ

「サービス法改正と業務拡大に繋がる対応の継続」
～ サービス機能を活用して事業再生・再チャレンジを促進することにより地域経済活性化に寄与するとともにサービスが取り扱うことが出来る債権の拡大を目指す

重点課題

1. サービス法改正法案見直しの方向性の具体化と業務拡大に繋がる対応の継続
 - (1) サービス法改正法案見直しの方向性の具体化
 - ・事業再生関連債権の拡大
 - ・金融機関等に係る特金定義の一部見直し（貸付債権⇒金銭債権）
 - ・弁護士との連携
 - ・商号規制の見直し
 - (2) サービスの業務拡大に繋がる対応
 - ・事業再生等案件への関与機会増加に繋がる対応
2. コンプライアンス態勢等の更なる向上
3. 業務の効率化・生産性向上につながるニーズへの継続対応
 - ・会員会社ニーズの確認、協会活動内容に対する認識向上

基本方針

サービス業務を通じて、業界への社会的信頼を向上させ、日本経済の持続的な発展に寄与する。

- 1 改正法案見直し内容の具体化
 - ・現状の改正法案見直しの方向性内容の関係省庁・関係団体・与野党との協議継続
- 2 サービスの業務拡大に繋がる対応の実施
 - ・中小企業庁・中小企業活性化全国本部等と連携した再生系サービストライアルのフォローアップ実施
 - ・事業再生等案件へのサービスの関与機会増加に向けた議員等との連携
- 3 CBT方式への変更に伴うLS検定委員会運営方法等の見直し

- 1 苦情・相談対応の検証
- 2 会員へのフィードバック

【 政策委員会 】

(委員長) 佐藤理事長
(委員) 土屋副理事長
山田副理事長
横大路副理事長
町田専務理事

【 コンプライアンス委員会 ・ 苦情処理委員会 】

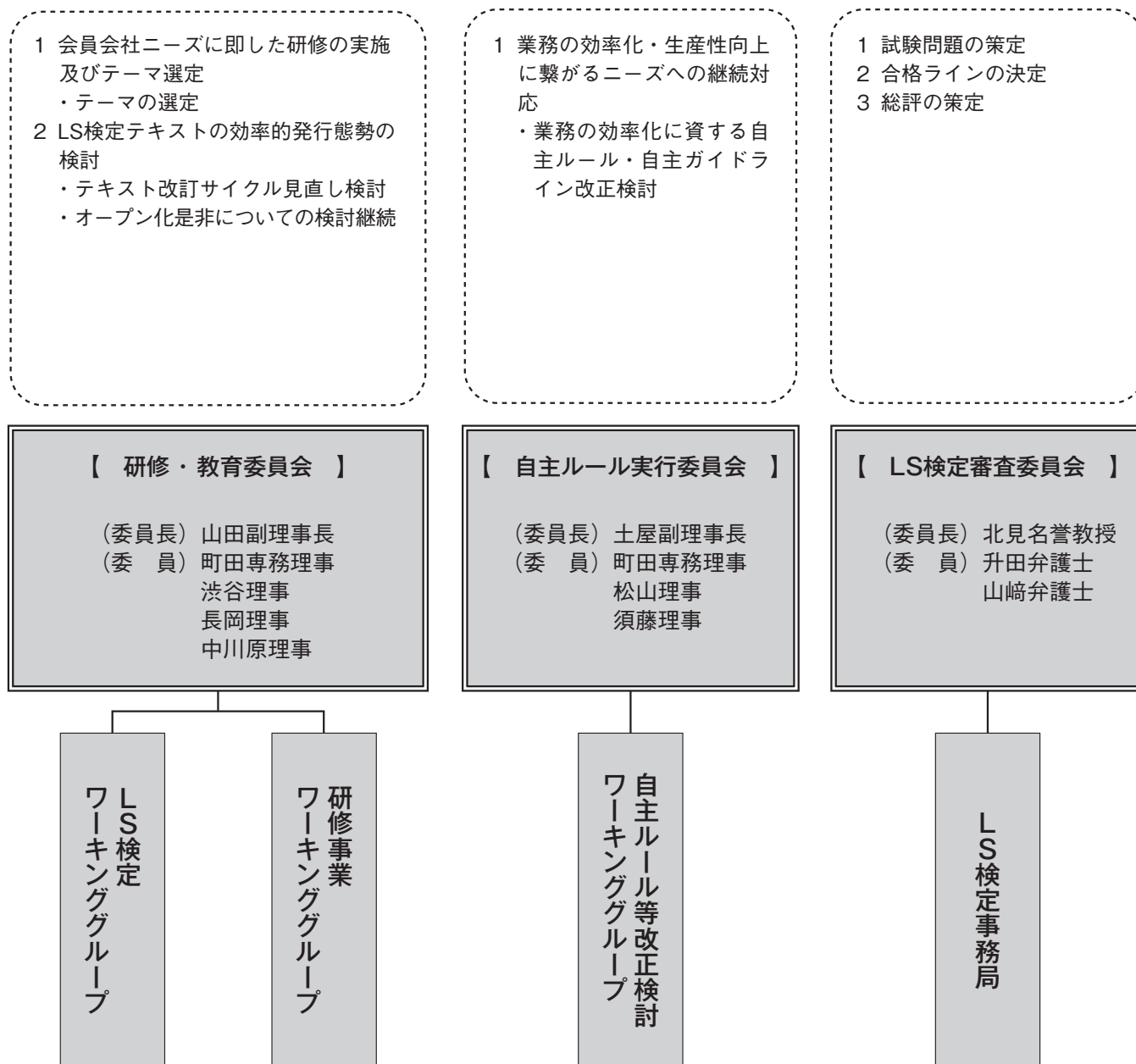
(委員長) 横大路副理事長
(委員) 町田専務理事 宮武理事
白石理事 福原理事
(外部委員) 片岡弁護士 小林弁護士
中村税理士 高橋弁護士

法改正
ワーキング
グループ

25周年記念事業
ワーキング
グループ

苦情受付・相談センター

- ※ 各委員会の委員の任期は1年とし、2025年7月の理事会開催日から2026年7月の理事会開催日までとする。
- ※ 一部の委員会については不定期開催。委員全員の出席を必要とせず開催可能とする。
- ※ ワーキンググループとは、会員会社のメンバーを中心に、委員会の作業部会として動くチーム。
- ※ ワーキンググループには座長1名を置くことが出来る。選任は委員長一任とする。
- ※ ワーキンググループのメンバー選任は、座長一任とする。
- ※ ワーキンググループは、検討事項が発生した時に適宜立上げを行なう。
- ※ なお、委員会、ワーキンググループの開催方法は、それぞれの委員会、ワーキンググループで検討する。



事務局

- ・研修会（コンプライアンス研修会、業務研修会、説明会、研修報告テキスト作成等）
- ・広報活動（各種PR活動、機関紙サービサー、HP安定運用等）
- ・機関活動運営（総会、新年賀詞交歓会、理事会、各種委員会等）
- ・会員会社情報交換会等（ニーズの把握・理解促進、情報交換会等）
- ・調査研究、提言活動（法務省定例会議、関係団体との交流等）
- ・暴排活動（暴排協総会・交流会開催等）
- ・取締役弁護士連絡協議会（総会・研究会のサポート）
- ・LS検定（試験の実施、検定用テキスト作成等）

当社の内部統制態勢について

アウロラ債権回収株式会社 経営管理室 室長 平山 真

はじめに

当社は、2013年3月に、現在のアウロラ債権回収株式会社に商号を変更し、それまでの不動産担保付債権の受託業務を中心とした経営方針から、小口の個人向けカードローンの取扱いを中心とした経営方針にシフトし、現在に至っております。2025年5月31日現在、役員5名、社員34名と小規模な組織ですが、TOPからの指示は社員一人一人まで行き渡り、社員からの提案はTOPの耳まで届く、この全社の一体感、意思決定のスピード感が、当社の強みであると考えます。また、自社のリソースでは難しい業務は外部委託を活用する等、最大限の成果を挙げるための「知恵」と「工夫」、なにより、それらを生み出す『人』を大事にしています。当社を一言で紹介させていただくと、会社は従業員の幸せのために、従業員は会社のために、が自然とできる、こんな会社ではないかと考えております。

今回は、このような機会を与えていただき、大変恐縮に存じますが、具体的な業務紹介といたしまして、当社の内部統制態勢への取り組みについてお話しさせていただければと存じます。

当社の内部統制態勢について

会員各社の皆様におかれましても、内部統制の充実、会社の重要課題の一つのことと思料いたしますが、ひとえに内部統制といっても、会社の規模、状況によって、その取り組みは様々のことと存じます。当社でも、試行錯誤の現状ではありますが、常に今ある課題として以下のとおり、取り組んでおります。

(社内規程の見直し)

一般的に内部統制の目的は、①業務の有効性・効率性、②(財務)報告の信頼性、③事業活動に関わる法令等の遵守、④資産の保全の4つと言われており、各社様とも、これらの目的の達成のため、様々な体制を構築されていることと存じますが、せっかくの体制も、周知不足、人

による認識の差があるなどの問題を抱えていると、うまく機能いたしません。では、どうすれば内部統制の仕組みを皆に等しく理解してもらえるかと考え、当社は、最初に社内規程の整備から始めることとしました。これは、社内規程が内部統制の仕組み、ルール

を具体化するものであり、これを理解し実践させることが、内部統制の確立を図るうえでなにより重要と考えたためです。そこで、まず、全ての社内規程の規定について、法令に適合しているか、業務の有効性・効率性からかけ離れていないか、実務との齟齬は無いかなど、問題点の洗い出しを行い、抽出した問題点についての協議を重ね、取締役弁護士の指導の下、必要な規定の改定を行いました。あわせて、改定内容を説明する社内研修を実施、役職員への周知を徹底し、内部統制を確立することの重要性とルールを役職員全員が等しく理解できるよう取り組みました。以降も、内部統制の構築に終わりはないと考え、定期的に社内規程の見直しは行っており、毎年度末に翌期の社内規程の見直しスケジュールを作成し、このスケジュールに合わせた見直し作業を行っています。また、その他、法令等の改正、内部監査からの指摘等、必要に応じた臨時の見直しを行うこともございます。なお、全ての社内規程は、社内グループウェア内に掲示し、必要時に社員がすぐに確認できるようにしております。

(内部統制におけるモニタリング業務)

当社は、小規模な組織であり、経営者、管理職の目が届きやすく、指示命令系統も明確である一方、人員の制約から、通常であれば分掌されるべき業務を一人で兼務するといったこともございます。そのため、不備・過誤等事案、不正行為等のリスク管理として、恒常的なモニタリングが必要不可欠なものとなっています。特に、不正行為は、内部統制の目的の達成を、大きく阻害するものと認識しており、不正行為の発生防止、早期発見のための体制を、業務執行部門、管理部門、そして内部監査



平山 真 室長

の各段階において、以下のように定めております。

① 業務執行部門

前述の社内規程の見直しの際にもお話ししたとおり、いかに優れた体制を構築したとしても、実際に業務を行う担当者が、それを正しく理解し、実行できなければ、意味をなしません。言うまでもなく、最前線である業務執行部門が最も重要視すべきであると考えます。まず、業務運用の改定時、新たな運用の策定時には、所属長が、担当者に対して、債権管理回収規程・債権管理回収マニュアル等の社内規程及び策定した運用ルールの内容について、必要に応じて研修、勉強会を行い、理解を深めさせるとともに、社内グループウェア内に掲示し、いつでも確認できるようにしております。また、所属長は、日々の4号帳簿から、債務者等との交渉内容、受取証書・完済証明書等の発行対応、時効援用債権の後処理等の業務について、適正であるか、正しく理解できているか確認を行います。回収部署から独立した別部署においては、不備・過誤等事案に関する着目すべきテーマを月別に決めて、録音データの音声モニタリングを実施しています。

② 管理部門

音声モニタリングの実施結果をもって、毎月、担当取締役、音声モニタリング担当者及び回収部門の管理職参加の報告会を開催し、指摘事項の内容及び傾向から、発生原因について協議いたします。この報告会の内容も含めた音声モニタリング結果は、すべて取締役弁護士に報告し、取締役弁護士の指導のもと改善策を講じるとともに、必要に応じて担当者への教育を行います。少し余談となるかもしれませんが、音声モニタリングについて、当社では問題点の指摘だけではなく、他の従業員の見本となるような点にも着目し、担当者の教育に役立てています。また、従業員の不正行為やハラスメント等の早期発見及び未然防止のため、通報先を監査役及び外部弁護士とする内部通報制度を策定しており、各部長は従業員に内部通報制度の周知に努め、年に一度、全ての従業員に対して内部通報制度について理解度の確認テストを実施し、必要に応じて研修を行います。

③ 内部監査

金融庁の「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」においても、『内部監査は、内部統制の目的をより効果的に達成するために、内部統制の基本的要素のひとつであるモニタリングの一環として、内部統制の整備及び運用状況を検討、評価し、必要に応じてその改善を促すもの』とあり、当社では、以下のとおり取り組んでおります。

内部監査は、日々の日常監査と年4回の定期監査との2つを主としております。

日常監査は、法定帳簿に特化した監査となります。具体的には、日々の完済債権の法定帳簿及び受取証書の発行状況を確認、各帳簿の入力の不備等の確認の他、4号帳簿の内容から、完済にいたるまでに不適正な点はないか、個人情報取扱いの問題はないか、督促業務における社内規程との適合性等の確認を行っています。日常監査における指摘事項は比較的軽微なものが多いのですが、内容を取締役弁護士に報告した際に、事案によっては、根本的な改善の必要性を問われ、何度かの協議を経て、新たな運用ルールを作成するようなこともございます。

一方、定期監査は、毎年度末に翌期の内部監査基本計画を立案し、監査項目は、大別すると業務に関する監査、個人情報の取扱い等に関する監査、会計に関する監査、労務に関する監査、過去の指摘内容の改善状況に関する監査となります。監査の方法は、現物確認が主となりますが、必要に応じて担当者へのヒアリングを行うこともございます。監査は、各部署の業務方針及び業務実態が、経営方針、社内規程に則しているか、効率性に問題はないか、コストの面から改善を要するものはないか、過去の指摘に対する改善策は有効的か、同じ問題が他部署にもないか等、多方面から行います。実施結果については、被監査部門へ講評を行った後、社長へ報告し、社長は、改善指示の必要性を判断し、必要があれば改善指示を通知し、被監査部門が改善策を作成して再度報告いたします。その後に改善状況の事後監査を実施するのが、定期監査の流れとなります。

なお、当社には、定期的に開催する会議体として、取締役会、取締役弁護士参加の業務報告会及び各部署の連携を目的とした全体ミーティングがあり、日常監査及び定期監査の結果はこれらの会議時に詳細な報告を行い、リスク管理の共有を図るようにしております。

最後に

ここまで、当社の内部統制態勢の取り組みについてお話をいただきました。今後につきましても、会社の根幹ともいえる内部統制態勢の継続的な見直しを行い、適正・適法な業務運営体制の確保を図り、当社のみならず、サービス業界全体の発展に貢献できるよう努めてまいります。今後ともよろしくお願いいたします。

取締役弁護士としての活動内容

ニッテレ債権回収株式会社 取締役弁護士 横澤 康平

1 はじめに

ニッテレ債権回収株式会社（以下「当社」といいます）は、1999年に設立され、同年法務大臣の許可を受けました（許可番号第7号）。いわゆる独立系サービサーで、小口無担保の債権を多く取り扱っています。従業員数は、約600人であり、サービサーの中では比較的規模の大きい法人であることから、内部統制体制の有効性の維持と強化が重要であると認識しています。

2014年にホールディングス化したことにより、持株会社が親会社となっています。親会社傘下には、コンサル業、調査・探偵業、システム開発業、印刷業を営む法人があり、当社と協業して成長を目指しています。その他、弁護士法人、税理士法人、社会保険労務士法人、司法書士法人とも同一グループを形成して活動しています。

私は、2017年6月に当社の取締役弁護士に就任し、当社内の内部統制全般を司る内部統制推進部と、法令遵守状況のチェック機能を果たす法務部の担当役員となっています。

2 取締役弁護士としての業務

私の会社への出社は、原則として週2回となっていますが、出社していない場合であっても電話やメール等を用いて連絡を受けられるようにしています。また、会社からVDI（仮想デスクトップ）を利用できるノートパソコンを貸与されており、出社時以外の時間帯でも当社の業務に従事できる体制となっています。

(1) 取締役会、コンプライアンス委員会等への出席

取締役会は原則月に1回開催されることになっており、コンプライアンス上の事はもちろんですが、その他の事項であっても気が付いたことがあれば発言をするようにしています。また、親会社の取締役会にもオブザーバー

として参加を認められており、当社のみならず親会社グループ全体を見渡した判断ができるようになっています。

コンプライアンス委員会は、主要な部署の所属長が中心となって構成され、月に1回開催されています。本社だ



横澤 康平 取締役弁護士

けではなく、他の拠点とテレビ会議システムを接続して実施されています。同委員会では、規程類の制定・改廃について決議を行うほか、事故が起こった場合の審議、情報セキュリティ状況、BCP運用、法令遵守状況及び反社債権（反社会的勢力が債務者である債権）の管理状況の確認等が行われています。

その他、内部統制推進部と法務部の社員と定期的にミーティングを行っており、事故・苦情に対する対応状況やその時の懸案事項等について報告を受け、協議・アドバイスをを行っています。

(2) 相談対応

私は、原則として火曜日と木曜日の午後に出社することになっていますが、その際、各部署から相談を受けることが多くあります。普段は東京にある本社に出社しているので、東京にいる社員からの相談であれば、会議室や私のデスク等で相談を受けアドバイスをしています。その他、社内の連絡ツールや電話、テレビ会議システムを利用して相談を受けることもあります。相談内容は多種多様ですが、営業部門からは、サービサーが取り扱うことができる債権か、クライアントとの契約内容等について、管理回収部門からは、所有権留保がなされた車両の取扱いや訴訟対応等について相談を受けることがあります。

(3) 依頼票への回答

依頼票とは、当社において他部署から他部署へ向けて処理を依頼したり、意見を照会する際に用いられる文書ですが、他部署から法務部宛ての依頼票が多く提出され

ます。法務部宛での依頼票を処理するのが私の役割であり、出社している時間の多くをこの依頼票への回答作業に費やしています。以前は紙ベースでのやり取りでしたが、数年前からシステム化され、データでのやり取りが行われています。

営業部門からの特金判定や管理回収部門からの督促文言に問題がないかの確認といったサービス特有の内容のほか、当社ひな型以外の契約書を用いた契約のリーガルチェック等も行っています。

(4) 法的手続きへの稟議等

稟議についても、前記依頼票に用いられているのと同様のシステム化が図られており、pdfファイル化された資料等を参照して回答・承認をすることとなっています。稟議の種類は多様ですが、当社では支払督促等の法的手続きについては、時効未到来の債権に限りて申立てをするというルールが策定されていることから、私の所には、法的手続きの申立ての可否といった稟議が多く回ってきます。

(5) 事故・苦情への対応

当社では、事故0を目標としてはいるものの、残念ながら毎年事故が発生している状況です。事故が起こった際には内部統制推進部が中心となって、事故発生部署への指示等を行うこととなります。法務省への報告対象であれば報告を行うこととなりますが、報告対象かの判断に迷うこともあり、そういった場合には私が意見を述べるようになります。従前、法務省からは幅広に報告をしてもらいたいと伝えられたこともあり、原則として判断に迷うものは報告するようにしています。その他、事故発生に伴い、クライアントや債務者へ謝罪や説明をする必要が生じることがありますが、私がそのような場合のクライアントや債務者に対する文書等を手直しして文書を完成させることもあります。

(6) コンプライアンス臨店研修

当社は、本社も含めて全国で8拠点を展開していますが、私が取締役弁護士に就任して以来、毎年1回全拠点でのコンプライアンス臨店研修を実施しています。内部統制推進部の部長と私が講師となって行う研修で、ハラスメントや不正防止、社内規程やマニュアルの遵守、内部統制等についての研修を実施しています。

普段本社で勤務する私にとっては、本社以外の拠点の状況を確認する貴重な機会であり、日ごろはテレビ会議

や電話等でしか話せない社員とコミュニケーションを図ったり、各拠点で実際に行われている業務を確認することにも役立っています。

3 社外での活動

(1) 取締役弁護士連絡協議会（取弁協）

当社の取締役弁護士に就任した直後から取弁協に加入させていただき、取弁協が開催する研究委員会や意見交換会にはできるだけ出席するようにしています。他社の取締役弁護士の活動状況を知ることができますし、サービス法その他の法令についての解釈や取締役弁護士としての対応等について相談できる場でもあり、取締役弁護士にとって非常に有益です。

昨年からは取弁協の世話人に就任させていただき、より深く取弁協に関与するようになりました。これまで取弁協に参加されていない取締役弁護士の方にはご参加をお勧め致します。

(2) 弁護士との研究会開催

取弁協の活動とは別に、金融法務に精通している弁護士達と一緒に研究会を開催しており、金融関係の事業会社を招待して、研究テーマについて弁護士が持ち回りで発表を行っています。本年、この研究会での議論やテーマ設定をベースとした書籍「これからの債権管理－AI・DX起点の新デザイン」（一般社団法人金融財政事情研究会・2025）を発刊することができました。

4 最後に

取締役弁護士に求められるのは、サービスが適切に業務を行っているかを監督し、指導することにあると考えられます。当社では、社内の内部統制やコンプライアンスについて専属的に取り扱う内部統制推進部があり、同部署が積極的にコンプライアンス実現に向けて活動をしています。そういったことから、私は、同部署が適切に業務を行っているを確認し、必要に応じて協議や指導を行うようにしています。今後も同部署と協力して、当社のコンプライアンス体制の維持・強化のために活動していくつもりです。

中小企業庁主催「再生系サービス情報交換会」へ参加

日時：2025年4月23日（水）14：00～16：35

場所：名古屋商工会議所3階

主催：愛知県中小企業活性化協議会、中小企業庁

共催：中小企業活性化全国本部

参加者：合計約100名

- ① サービス：再生系サービストライアル参加会社のうち17社36名
- ② 金融機関：21金融機関35名
- ③ 信用保証協会：愛知県、名古屋市、岐阜県、岐阜市信用保証協会 9名
- ④ 中小企業活性化協議会：全国本部、愛知県、岐阜県活性化協議会 9名
- ⑤ 中小企業庁：2名
- ⑥ オブザーバー参加：法務省、中部経済産業局、金融庁など約5名
- ⑦ 全国サービス協会：2名

主催者側挨拶の後、サービス協会専務理事よりサービスの概要を説明。その後、協議会との連携事例として、約50分間でオリックス債権回収から2件、あおぞら債権回収から4件の再生案件を紹介。案件1件ごとに愛知県中小企業活性化協議会の加藤統括責任者がコメントする形で進行了しました。

その後、①～④の参加者89名を均等に分けた6グループ（各15名）で、約1時間のグループディスカッションを実施。事前に募集した質問を主な題材として、ファシリテーターが進行する形で実施し、各グループともに活発な意見交換が行われました。

閉会挨拶として中小企業活性化全国本部 松田統括事業再生プロジェクトマネージャーより、金融機関の人材不足を補うためにサービスの協力が不可欠であること、サービスからも事前相談を含め再生支援協議会を活用して欲しいこと、100%保証が増える中で保証協会にも主体的に再生に取り組んでもらう必要があることなどの話の後、他の大都市圏で同様の意見交換会を開催したいと考えているとのお言葉がありました。

なお、中小企業庁からアンケートへの協力依頼があり、サービス分について取りまとめを行ったところ、開催について好意的な意見が大半であり、他地区での開催を望む声が殆どでした。



自由民主党「事業再生・サービス振興議員連盟」総会に出席し、最近のサービス業界の活動状況について報告しました

2025年5月16日（金）午前8：00から衆議院第2議員会館第4会議室において、サービス業界を応援していただいている、自由民主党「事業再生・サービス振興議員連盟（以下：議連）」の総会が開催されました。

出席者は議連メンバー等12名に加え、法務省、中小企業庁、金融庁の方々及び当協会で、中小企業庁から、昨年6月に議連が行った「再生系サービスの活用に関する提言（以下：提言）」を踏まえた政府の取組状況について報告が行われた後、当協会より「提言後のサービス業界の活動状況、再生系サービスと中小企業活性化協議会との連携事例」について報告を行いました。

報告後の意見交換において、各議員からは「後継者難で廃業となる事業者もいる。こういったケースでの再生系サービスの活躍も期待したい」「再生系サービスに対する期待も高まっている。（サービスに対する）社会認識が大きく変わっていることを実感した」「サービスも事業再生を通じて地方創生にも貢献していただきたい」「サービスが公益に資することが必要である。公益に資することが法改正にも繋がる」といったご意見が出る等、サービスに対する期待が高まっていることが感じとられました。

なお、今回の議連総会では役員の改選が行われましたが、改選後の議連役員は以下の通りとなっています。

「事業再生・サービス振興議員連盟」役員

会 長	葉梨 康弘	幹事長・事務局長	井野 俊郎
副会長	棚橋 泰文	事務局次長	大野敬太郎
副会長	片山さつき	事務局次長	宮崎 政久
副会長	柴山 昌彦		
副会長	後藤 茂之		
副会長	山下 貴司		

※議連顧問 杉浦 正健 根本 匠

「第33回コンプライアンス研修会」および「第24回サービサー業務研修会」を開催

【コンプライアンス研修会】

2025年3月12日（水）13:00より、第33回コンプライアンス研修会を都市センターホテル3階コスモスホールで開催いたしました。

冒頭に、全国サービサー協会の松尾理事長、および取締役弁護士連絡協議会代表世話人の難波弁護士より開会の挨拶を頂き、その後、法務省大臣官房司法法制部審査監督課の沖田課長よりご来賓の挨拶を頂きました。

《研修内容》

1 講演

テーマ：適正、適法な業務運営体制の構築

講師：取締役弁護士連絡協議会 世話人
弁護士 平岡弘次 氏

2 パネルディスカッション

テーマ：適正、適法な業務運営体制の構築

コーディネーター：取締役弁護士連絡協議会 副代表世話人
弁護士 小堀優 氏

パネリスト：取締役弁護士連絡協議会 世話人
弁護士 平岡弘次 氏
取締役弁護士連絡協議会 世話人
弁護士 毛受 久 氏
取締役弁護士連絡協議会 世話人
弁護士 林 誠 氏

3 講演

テーマ：「取締役弁護士連絡協議会活動報告」

取締役弁護士に求められている資質と役割
～債権回収会社に対する行政処分から考える～

講師：取締役弁護士連絡協議会 副代表世話人 弁護士 高橋秀一 氏

4 講演

テーマ：令和6年度における立入検査の概要等

講師：法務省大臣官房司法法制部審査監督課 法務専門官 和田貢太 氏



《参加会員会社数》

参加会員会社：72社中63社、160名が参加

【サービサー業務研修会】

2025年3月28日（金）13:30より、第24回サービサー業務研修会をWeb形式で開催いたしました。

《講演内容》

①テーマ：個人情報保護法の改正動向

官報の発行に関する法律施行

講師：片岡総合法律事務所 弁護士 右崎大輔 氏

②テーマ：フリーランス・事業者間取引適正等法の周知等について

講師：公正取引委員会事務局経済取引局取引部取引企画課 フリーランス取引適正化室
普及啓発第一係長 佐藤香純 氏

《参加会員会社数》

参加会員会社：72社中64社、アクセス数93件

コンプライアンス研修会・サービサー業務研修会ともに、参加会員会社数は多く、関心の高さが伺われ、研修後のアンケートにおいても、大変参考になったとの感想が寄せられました。

「大阪府サービサー暴力団等排除協議会第15回定時総会兼懇親会」を開催

2025年6月24日（火）16：00より、大阪市中央区の「ホテルプリムローズ大阪」にて、大阪府サービサー暴力団等排除協議会主催の第15回定時総会兼懇親会を開催しました。

当協議会会員会社、顧問、協議会役員を含めて総勢42名のみなさまにご出席いただきました。

定時総会は、協議会の木村会長代行の開会の辞で始まり、つづいて、顧問挨拶として山内室長（大阪府警暴力団対策室）、荒武専務理事（大阪府暴追センター）よりご挨拶をいただきました。

また、大阪弁護士会民事介入暴力及び弁護士業務妨害対策委員会委員長の荻野弁護士を講師に迎え、『不当要求（カスタマーハラスメント）対策』をテーマにご講演いただきました。実際に起きた事例も交えてお話いただき、非常にわかりやすい内容でした。

その後議案審議に入り、2024年度の活動・収支報告を行った後、2025年度の事業計画案・収支予算案・役員選任の件を諮り承認されました。その後、選任された新役員の紹介を行い、総会は滞りなく幕を閉じました。

その後の懇親会は、協議会・平畠新会長の乾杯の発声で始まり、顧問の方々（山内室長・荒武専務理事・荻野弁護士）もご参加いただきました。協議会に新しく入会された会員会社からの挨拶も途中に挟み、積極的な情報交換が行われ、協議会・佐々木新副会長の締めの挨拶により、盛会のうちに終了いたしました。



「危機管理研究会」に出席

協会事業計画の「調査研究」—関係団体との交流—の一環として、一般社団法人故佐長彰一先生記念「危機管理研究会」に開催の都度出席し、協会主催の研修会（テーマ）、暴排活動の取組みなどに役立てています。

今年に入ってから、以下の例会に出席しています。

- ・ 2025年1月21日 テーマ ①住吉会本部事務所使用差止請求事件について
②匿名・流動型犯罪グループと特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺
- ・ 2025年3月21日 テーマ ①特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺の現状と対策
②暴力団にとっての事務所の意義
- ・ 2025年5月22日 テーマ ①「地下鉄サリン事件はなぜ防げなかったのか」（朝日新聞出版）の解題
②暴力団離脱者、保護観察対象者の口座開設支援策および昨今の闇バイト事案等を踏まえた対応について

上記については、当協会ホームページの会員会社専用「活動報告：外部団体主催研究会等」に掲載しています。

全国サービサー協会 会員会社一覧

2025年7月10日現在 (73社)

許可 番号	会社名	〒	本店所在地	TEL	代表者
2	日本債権回収株式会社	102-8503	東京都千代田区麹町 5 丁目 2 番地 1	03-3222-0328	横大路 博
5	アビリオ債権回収株式会社	135-0061	東京都江東区豊洲 3 丁目 2 番 20 号	03-6854-4645	渋谷 愛郎
7	ニッテレ債権回収株式会社	108-0023	東京都港区芝浦3-16-20	03-3769-4611	長岡 智重
10	SMBC債権回収株式会社	104-0045	東京都中央区築地3-16-9	03-3544-6003	柿崎 昇
11	リサRT債権回収株式会社	105-0013	東京都港区浜松町 2 丁目 3 番 1 号	03-5776-3330	小野内 悠介
13	株式会社ファンデックス債権回収	170-6039	東京都豊島区東池袋 3 丁目 1 番 1 号	03-5539-1330	宇野 正純
18	シー・シー・シー債権回収株式会社	105-0011	東京都港区芝公園 2 丁目11番17号	03-6721-5571	玉木 勝
19	のぞみ債権回収株式会社	103-0024	東京都中央区日本橋小舟町 8 番 1 号	03-6667-0925	内河 昇
20	株式会社山田再生系債権回収総合事務所	220-0004	神奈川県横浜市西区北幸1-11-15	045-325-3933	山田 晃久
21	ジャックス債権回収サービス株式会社	140-8584	東京都品川区東品川4-12-1	03-6327-3900	西部 智哉
22	あおぞら債権回収株式会社	102-0073	東京都千代田区九段北1-13-5	03-3265-0456	佐藤 公昭
23	キャピタル・サーヴィシング債権回収株式会社	107-6031	東京都港区赤坂 1 丁目12番32号	03-6230-5100	ダニエル・シャイアマン
26	株式会社沖縄債権回収サービス	900-0036	沖縄県那覇市西1-19-7	098-860-4393	大神田 睦
27	エー・シー・エス債権管理回収株式会社	261-0023	千葉県千葉市美浜区中瀬1-3	043-332-2200	松山 正弘
28	エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社	164-0012	東京都中野区本町2-46-1	03-3373-5111	酒井 智浩
29	バシフィック債権回収株式会社	102-0073	東京都千代田区九段北4-1-3	03-5211-7811	齊藤 茂雄
30	栄光債権回収株式会社	231-0041	神奈川県横浜市中区吉田町72番地	045-253-3311	片岡 剛
31	PepperAdvantageJapan債権回収株式会社	105-0004	東京都港区新橋 2 丁目13番 8 号	03-5511-5950	奥津 正之
34	セゾン債権回収株式会社	170-6053	東京都豊島区東池袋 3 丁目 1 番 1 号	03-6830-5180	宮武 信夫
35	株式会社日貿信債権回収サービス	135-0016	東京都江東区東陽4-10-4	03-5690-7152	天野 真作
36	PAG債権回収株式会社	105-5533	東京都港区虎ノ門 2 丁目 6 番 1 号	03-4572-8180	長岡 雅史
37	中央債権回収株式会社	104-0053	東京都中央区晴海 3 丁目12番 1 号	03-5547-2100	堀之内 健
38	やまびこ債権回収株式会社	380-0936	長野県長野市大字中御所字岡田178-2	026-224-3982	小山 智
40	みずほ債権回収株式会社	103-0025	東京都中央区日本橋茅場町1-6-10	03-5640-4071	田邊 雅一
41	オリンポス債権回収株式会社	062-0020	北海道札幌市豊平区月寒中央通7-6-20	011-856-9933	小川 英宏
47	保証協会債権回収株式会社	103-0007	東京都中央区日本橋浜町2-35-4	03-6810-8363	福原 功
48	三菱HCキャピタル債権回収株式会社	105-0003	東京都港区西新橋 1 丁目 3 番 1 号	03-3503-7390	白石 和弘
49	九州債権回収株式会社	814-0001	福岡県福岡市早良区百道浜2-2-22	092-852-1360	嶋山 一仁
51	アイ・アール債権回収株式会社	164-0012	東京都中野区本町二丁目46番 1 号	03-5215-6511	中川原 毅
53	系統債権管理回収機構株式会社	170-0013	東京都豊島区東池袋 3 丁目23番14号	03-5904-9591	田口 琢也
55	しまなみ債権回収株式会社	730-0022	広島県広島市中区銀山町 3 番 1 号	082-248-2300	沖田 雅文
58	ブルーホライゾン債権回収株式会社	105-0003	東京都港区西新橋 3 丁目16番11号	03-6452-8201	森泉 浩一
59	エム・テー・ケー債権管理回収株式会社	101-0052	東京都千代田区神田小川町 1 丁目 4 番地 2	03-6260-8680	須藤 晃
61	ちば債権回収株式会社	261-0023	千葉県千葉市美浜区中瀬 1 丁目10番地 2	043-213-6411	関 浩
64	AG債権回収株式会社	525-0037	滋賀県草津市西大路町1-1	077-503-0220	山田 悦司
65	リサ企業再生債権回収株式会社	108-6219	東京都港区港南 2 丁目15番 3 号	03-5796-8650	岩井 光雄

全国サービサー協会 会員会社一覧

2025年7月10日現在（73社）

許可番号	会社名	〒	本店所在地	TEL	代表者
66	ごうぎん再生債権回収株式会社	690-0061	鳥根県松江市白湯本町71番地	0852-24-2001	秋下 宗一
72	ミネルヴァ債権回収株式会社	451-6005	愛知県名古屋市中区牛島町 6 番 1 号	052-898-4703	磯部 悟
73	岡山債権回収株式会社	700-0818	岡山県岡山市北区蕃山町 3 番30号	086-803-5100	池田 彰
74	エーアールエー債権回収株式会社	530-0044	大阪府大阪市北区東天満 1 丁目12番13号	06-6351-4300	神崎 勝行
76	アウロラ債権回収株式会社	105-6219	東京都港区愛宕 2 丁目 5 番 1 号	03-6432-4201	清水 浩之
77	みやこ債権回収株式会社	530-0041	大阪府大阪市北区天神橋三丁目 2 番15号	06-6882-0055	正本 哲夫
78	ふくおか債権回収株式会社	810-0001	福岡県福岡市中央区天神2-13-1	092-737-0881	橋詰 洋
84	みらい債権回収株式会社	160-0023	東京都新宿区西新宿 6 丁目16番 6 号	03-6302-3910	関谷 譲
86	N T S - M G 債権回収株式会社	732-0052	広島県広島市東区光町1-9-19	082-263-8500	大中 拓
87	ほくほく債権回収株式会社	930-0044	富山県富山市中央通り1-6-8	076-424-3399	北川 博邦
88	きらら債権回収株式会社	745-0015	山口県周南市平和通一丁目10番の 2	0834-22-2101	岡本 泰裕
91	株式会社住宅債権管理回収機構	162-0811	東京都新宿区水道町 3 番 1 号	03-3513-1900	須藤 洋
92	あけぼの債権回収株式会社	103-0021	東京都中央区日本橋本石町 4 丁目 2 番16号	03-6865-5412	山口 隆
93	株式会社エムアールアイ債権回収	164-8580	東京都中野区中野3-34-28	03-4574-4700	清水 勲
94	オリファサービス債権回収株式会社	169-0072	東京都新宿区大久保1-3-21	03-6233-3480	中西 真
96	S H 債権回収株式会社	541-0056	大阪府大阪市中央区久太郎町3-6-8	06-6245-1237	若山 清一
97	ロンツ債権回収株式会社	860-0806	熊本県熊本市中央区花畑町10-31	096-356-0200	西浄 隆志
100	ジャパントラスト債権回収株式会社	170-0002	東京都豊島区巢鴨3-36-6	03-5579-2611	小関 典行
101	アルファ債権回収株式会社	104-0033	東京都中央区新川1-28-23	03-6837-6903	本多 俊郎
103	アップル債権回収株式会社	541-0053	大阪府大阪市中央区本町 2 丁目 2 番 5 号	06-6267-3333	中西 武雄
109	リンク債権回収株式会社	110-0015	東京都台東区東上野 1 丁目 8 番 2 号	03-5826-8623	石川 多加志
110	きらぼし債権回収株式会社	150-0042	東京都渋谷区宇田川町33番 7 号	03-5656-2300	八木 厚樹
111	サン債権回収株式会社	305-0031	茨城県つくば市吾妻 1 丁目12-9	029-861-0788	小島 哲也
113	パルティール債権回収株式会社	141-0031	東京都品川区西五反田 7 丁目17番 3 号	03-4330-9988	朝倉 英雄
115	リボン債権回収株式会社	101-0036	東京都千代田区神田北乗物町 1 番地 1	03-6825-6440	松平 敏幸
116	株式会社グラックス債権回収	162-0822	東京都新宿区下宮比町 1 番 4 号	03-6280-7730	中里 肇
118	札幌債権回収株式会社	064-0810	北海道札幌市中央区南10条西 1 丁目1-51	011-522-2920	齊藤 直樹
119	ベル債権回収株式会社	103-0022	東京都中央区日本橋室町1-10-11	03-3231-4480	三谷 進二
120	北國債権回収株式会社	920-0981	石川県金沢市片町 2 丁目 2 番15号	076-233-2601	西田 章
123	アベックス債権回収株式会社	910-0004	福井県福井市宝永 4 丁目 3 番 1 号	0776-24-2808	福井 章
124	美ら島債権回収株式会社	900-0013	沖縄県那覇市牧志 1 丁目 3 番45号	098-860-2690	新里 貴則
125	みちのく債権回収株式会社	030-0802	青森県青森市本町 1 丁目 2 番20号	017-718-7277	稲庭 勉
126	LENDY債権回収株式会社	106-0032	東京都港区六本木 7 丁目15番 7 号	03-6721-0176	三好 勇輝
127	にしせと地域共創債権回収株式会社	750-0016	山口県下関市細江町 2 丁目 2 番 1 号	082-236-0207	坂本 直樹
128	池田泉州債権回収株式会社	531-0072	大阪府大阪市北区豊崎 3 丁目 1 番22号	06-6485-3212	佐々木 暁
129	きょうと事業再生債権回収株式会社	604-0847	京都府京都市中京区烏丸通二条下る秋野々町518番地	075-585-2601	中井 秀治
130	株式会社ドコモ・ファイナンス債権回収	107-0052	東京都港区赤坂 1 丁目 8 番 1 号	03-4335-8690	川田 隆行

2025 年度 一般社団法人全国サービサー協会理事・監事一覧

理事長（新任）	佐藤 公昭	(許可番号22あおぞら債権回収株式会社)
副理事長	土屋 太郎	(許可番号28 エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社)
副理事長	山田 晃久	(許可番号20 株式会社山田再生系債権回収総合事務所)
副理事長（新任）	横大路 博	(許可番号2 日本債権回収株式会社)
専務理事	町田 正幸	(一般社団法人全国サービサー協会)
理事	渋谷 愛郎	(許可番号5 アビリオ債権回収株式会社)
理事	長岡 智重	(許可番号7 ニッテレ債権回収株式会社)
理事	松山 正弘	(許可番号27 エー・シー・エス債権管理回収株式会社)
理事	宮武 信夫	(許可番号34セゾン債権回収株式会社)
理事（新任）	福原 功	(許可番号47保証協会債権回収株式会社)
理事	白石 和弘	(許可番号48 三菱H C キャピタル債権回収株式会社)
理事	中川原 毅	(許可番号51アイ・アール債権回収株式会社)
理事	須藤 洋	(許可番号91株式会社住宅債権管理回収機構)
監事	小山 智	(許可番号38やまびこ債権回収株式会社)
監事（新任）	田口 琢也	(許可番号53系統債権管理回収機構株式会社)

※計報 2016～2018年に当協会の理事を務められ、2018年には理事長（2016・2017年は副理事長）を務められました田邊正博（たなべ まさひろ）氏が7月3日にご逝去されました。心から哀悼の意を表すとともに謹んでお悔やみ申し上げます。

編集後記

■2023年と2024年の夏は、2年連続で観測史上1位の記録的な猛暑となりました。今年も6月時点で早くも35℃超えがあり、この機関紙が発行される8月は、おそらく猛暑の真っ只中となっていることでしょう。もしかすると、40℃超えなんてこともあるかも?!

北国育ちの私にとってはつらい季節となりますが、幸い、夏バテや食欲減とは無縁の生活です。行きつけのスーパーでゲットした備蓄米を毎晩井ぶりで食しています。水加減を通常より少し多めに炊いていることもあり、新米と言われてもわからないくらいに、おいしく頂いています。

これから、ただじっとしていても汗がジワッと滲み出てくる真夏を迎えますが、どうせなら身体を動かして健康的な汗を流し、暑い夏を元気に乗り切っていくつもりです。

皆さまも体調管理にはくれぐれも気をつけて、お過ごし下さい。

(小)

サービサー

発行人 理事長 佐藤 公昭

協会 専務理事 町田 正幸

事務局長 大貫 朋明

中尾 聡志／小原 秀一／石川 忍／

箕浦 麗子

発行所・申込先 一般社団法人 全国サービサー協会

(英訳名) Loan Servicers Association of Japan

URL: <https://www.servicer.or.jp/>

住所 〒102-0083 東京都千代田区麹町5-4

セタニビル2F

TEL 03(3221)5222 FAX 03(3221)5223

印刷所 株式会社 太平印刷社

Printed in Japan